

社会福祉法人下北方保育園

費 用 弁 償 規 程

平成29年4月1日改定

社会福祉法人下北方保育園

費用弁償規程

(目的)

第一条 この規程は、社会福祉法人下北方保育園（以下「本法人」という）の役員が、法人命により出張及び理事会開催等の場合の費用弁償について定める。

(適用の範囲)

第二条 この規定の適用は、本法人の役員が研修及び関係大会参加等の業務（以下「公用」という）のため、法人命により出張する場合及び理事会開催のため招集された場合、法人監査の場合に限る。

2 公用以外の関係団体の用務で出張し、その団体から旅費の支給がある場合はこの規程は適用しない。

3 園長が役員を兼務している場合の園長の出張は、この規程は適用せず下北方保育園職員旅費規定（以下「本園規程」という）に拠るものとする。ただし、理事会開催に関してはこの規定を適用する。

(費用弁償の内容)

第三条 出張による費用弁償は次に定める内容とする。

(1) 交通費

(2) 日当

(3) 宿泊料

(4) 会の参加費（資料代等）、会の日程に組まれた研修費

2 懇親会費及び宿泊を伴わない会の食事代は弁償しない。ただし、会が19時を過ぎる場合は、食卓代として1,500円を限度として実費を弁償する。

(交通費)

第四条 交通費については、本園規程第五条、第六条及び第一〇条第2項を準用し費用を弁償する。ただし、その場合の費用計算は園長相当格として計算する。

(日当)

第五条 日当とは、役員が出張のため自己の職業による収入減額分を弁償する額をいう。

2 弁償額は、一日平均収入を勘案し、6,000円を弁償する。

3 宿泊を伴う出張の場合の日当は、前項の規程に拘らず本園規程第七条を準用し、園長相当格として計算し弁償する。

(宿泊料)

第六条 宿泊を伴う出張の宿泊料は、本園規程第七条第1項及び第2項を準用し、園長相当格として計算し弁償する。

- 2 前項の規程に拘らず会の内容により、宿泊料の指定がある場合にはその指定額を弁償する。

(参加費等)

第七条 会の内容により参加費（資料代等）の納入が必要な場合には、その全額を弁償する。

- 2 会の内容により研修を伴い、研修費の納入が必要な場合には、その全額を弁償する。

(その他の出張)

第八条 研修、関係大会参加以外の出張に伴う役員の日当、交通費の費用弁償は次の如く定める。

- (1) 半日の場合は日当として4,000円、午前から午後に渡る場合は、5,000円を弁償する。
- (2) 交通費を要した場合は実費を弁償する。

(理事会の開催)

第九条 理事会開催に伴う役員の日当、交通費の費用弁償は次の如く定める。

- (1) 日当として、5,000円を弁償する。
- (2) 交通費を要した場合は実費を弁償する。

(法人の監査)

第一〇条 監事による本法人の監査に関して、監事の日当、交通費の費用弁償は次の如く定める。

理事長が立会ったときは、監事と同等額を弁償する。

- (1) 日当として4,000円を弁償する。
- (2) 交通費を要した場合は実費を弁償する。

(市監査の立会い)

第一一条 宮崎市の法人及び施設の指導監査に際し、市当局より理事長及び監事の立会いを求められ、出席したときの日当、交通費の費用弁償は次の如く定める。

- (1) 半日の場合は日当として4,000円を弁償する。
- (2) 監査が午前から午後に渡る場合は、6,000円を弁償する。
- (3) 交通費を要した場合は実費を弁償する。

(評議員選任・解任委員会)

第十二条 評議員選任・解任委員会開催に伴う役員の日当、交通費の費用弁償は次の如く定める。

- (1) 日当として5,000円を弁償する。
- (2) 交通費を要した場合は実費を弁償する。

(評議員会の開催)

第一三条 評議員会開催に伴う役員の日当、交通費の費用弁償は次の如く定める。

- (1) 日当として、5,000円を弁償する。
- (2) 交通費を要した場合は実費を弁償する。

(苦情解決第三者委員会)

第一四条 苦情解決第三者委員会開催に伴う委員の日当、交通費の費用弁償は次の如く定める。

- (1) 日当として、4,000円を弁償する。
- (2) 交通費を要した場合は実費を弁償する。

(評議員・役員の報酬)

第一五条 法人の評議員・役員については無報酬とする。

附則

- 1 この規程は、昭和62年4月1日より施行する。
- 2 諸物価の変動が著しく、規程が実態に即し得なくなったときは、理事会の承認を得てこの規程を改定することができる。
- 3 この規程は、平成4年4月1日より一部改定施行する。
- 4 この規程は、平成12年4月1日より一部改定施行する。
- 5 この規程は、平成15年4月1日より一部改定施行する。
- 6 この規程は、平成16年4月1日より一部改定施行する。
- 7 この規程は、平成29年4月1日より一部改定施行する。